

株式会社室崎商店に対する再生支援の完了について

2013年2月28日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011年9月29日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年11月18日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定及び出資決定を行いました。

対象事業者は、機構の支援の下で、事業再生計画に従い、2011年12月1日、機構及び山陰事業再生支援2号投資事業有限責任組合が設立した株式会社浜田あけぼの水産（以下「同社」という）に漁業事業の事業譲渡を実施し、現在、同社は、承継した漁業事業を運営・継続しています。

機構は、支援決定以後、同社の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2013年2月28日に山陰事業再生支援2号投資事業有限責任組合に対し機構が保有する同社の全株式を譲渡し、併せて専門家派遣を終了しております。

これにより、機構は、法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

（注）事業譲渡実施後の株式会社室崎商店は、特別清算手続開始の申立てを行い、清算する見込みです。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社室崎商店（以下「対象事業者」という。）

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格

本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、金融機関及び対象事業者等の関係者調整、出資、並びに専門家派遣を行うことで対象事業者の支援を行いました。

以上